

会 議 録

会議の名称	那珂川市子育て支援推進協議会（令和元年度第3回会議）		
開催日時	令和元年12月5日（木） 15:00～	開催場所	市役所 第1会議室
出席者	<p>1. 委員 秋峯会長、飯田副会長、唐崎委員、萬委員、松島委員、江島委員、加峰委員、大谷委員、平島委員（欠席者）足立委員</p> <p>2. 市（事務局） 中村健康福祉部長、入江子育て支援課長、渡邊こども応援課こども応援担当係長、永野</p> <p>3. その他 株式会社サーベイリサーチセンター 水町研究員</p>		
配布資料	<p>■資料1-1：那珂川市子育て支援推進協議会委員名簿</p> <p>■資料1-2：那珂川市子育て支援推進協議会の概要</p> <p>■資料1-3：那珂川市子育て支援推進協議会設置条例</p> <p>■資料1-4：私立幼保連携型認定こども園運営法人募集に係るスケジュールについて</p> <p>■資料1-5：私立幼保連携型認定こども園運営法人募集要項</p> <p>■資料1-6：那珂川市次世代育成支援地域行動計画（案）</p>		
1. 委嘱状交付			
2. 市長あいさつ			
3. 会長あいさつ			
4. 委員自己紹介・事務局紹介及び子育て支援推進協議会についての説明			
<p>（事務局・委員） ・自己紹介</p> <p>（事務局） （説明：事務局）</p> <p style="padding-left: 40px;">・那珂川市子育て支援推進協議会について説明</p>			
5. 報告			
<p>（事務局） （説明：事務局）</p> <p style="padding-left: 40px;">・5-1 私立幼稚園の民間移譲の状況について説明</p> <p>（事務局） （説明：事務局）</p> <p style="padding-left: 40px;">・5-2 那珂川市子ども・子育て支援事業計画（案）について説明</p>			
6. 質疑応答			
<p>（委員） ありがとうございます。それでは、これからご質問やご意見を頂戴しようかと思えます。まず、第4項目のこの推進協議会の概要についての説明がございましたが、何かおわかりにならないことございますか。ここは皆さんベテランですのでよろしいですかね。</p> <p style="padding-left: 40px;">では、民間移譲のところ、それから5-2のところ合わせてご質問があれば……。</p>			

(委員) よく私のところに保護者の方から質問があって、私自身もよくわかってないのでせっかくの機会ですのでご質問させてください。

62 ページです。放課後児童クラブというんですか。下から 2 行目を見ますと「新・放課後子ども総合プラン」ですかね。私の記憶が間違っていたらすみません。平成 30 年度から施行だと記憶しております。土曜日の学校開放というような認識なんですけれど、よく質問があるのが「PTA で何か土曜日しなければいけないのでは」とか、何か情報がわからないからだと思うんですけど、話が一人歩きして結構保護者の方が不安に思っているところがございます。私も「ごめん、よくわからない」と言うしかないなので、せっかくですので今後どのような運営の仕方をなさっていくのかということをお伺いできたらなと思いました。よろしく願いいたします。

(事務局) こちらの放課後子供教室というのは、社会教育課が実施主体となっております。今までは土曜日の学校開放として、土曜日に校庭や体育館を開放しますというのがメインでした。

那珂川市の場合は新・土曜日の学校開放ということで、南畑、安徳、片縄小学校で土曜日に放課後子供教室を実施しています。こちらについては、それぞれ社会体育団体の方をお招きして走り方教室等の行事を行って運営をしております。当面の間は土曜日のみ実施していく方針です。

現状は 3 校の児童を対象としていますが、今後、他の小学校の児童についても広がっていくような形にはなりません。

(委員) 運営については P T A に何かお声がかかることは今のところ考えてないということでしょうか。

(事務局) そこも含めて今月また協議会がありますので、社会教育課の担当を協議会に呼んで概要の説明や、今後どういう風に運営するのか説明する場を設けたいと思います。

(委員) そうですか、ありがとうございます。

(事務局) はい、よろしく願いいたします。

(委員) 今 3 校ですか。ただしその学校区以外の児童は参加できないということをおっしゃったよね。だからこの次の段階としては、今やってないところを広げて行って、そのあと中学校をどうするのかという順番になるんじゃないかと思うんです。

(委員) 学童保育との連携はどのようになっているんですか。モデル校の 3 校については。

(事務局) 子どもの保険の関係もありまして、学童と放課後子供教室のどちらに在籍しているかわからない状態で参加させるわけにはいかないの、学童から放課後子供教室に参加する場合は、学童を外出扱いとしています。

(委員) それぞれの登録になっているんですね。

(事務局) 希望者だけです、皆さんではありませんので。希望される方は放課後子供教室のほうに申し込んで参加するという形になりますね。

(委員) そうしたら、調整とか大変でしょうね。

(事務局) そうですね。予約制ではありませんので、来たら名簿を書くという形です。

(委員) 元々、土曜日の学校開放のときには校区が広い小学校もあるし、小学校が校区の中心にあるところもあるので、土曜日の午前中としたときに校区が広いところは行ってみると、ほとんど来てないんですよ、体育館を除くと。

そこで社会教育課のほうで、ボランティアの方を募るんですね。イベントが年に 1 回とかあるときには学童の子どもさんたちは先ほどおっしゃったように学童の先生と一

緒に団体で来るときには活気づいて、またそういうときには呼びかけもしているから日ごろ来てない子ども来て体育館も結構にぎわうんですけど、実際活発にするためには他校でも近いところに行ってもいいくらいにしていけないと、小学校によってはやっても参加が少なかったりします。

(委員) 他市では来年度から 10 校あるうちの 2 校が学童保育と子ども事業が一緒になって運営しているので、きっと那珂川市もどんどん変わっていくのかなというイメージがあるのですが、そのあたり今後のイメージはあるのでしょうか。

(事務局) まだそこまでは話は進んでないですね。

(委員) 他にございますか。

(委員) 最近、子どもの虐待の痛ましいニュースがよく目に入ることがありますけど、69 ページでございます。文章 5 行目ですかね「本市では…」のところ、「児童虐待対応のための専門相談員を配置する」ということで、児童虐待対応の為のどういったネットワークを構成しているのか、連携しているのかというのがわかりにくかったので、もう少し具体的にお伺いできたらと思ったのですが。

(事務局) 子どもに関する問題としては、職員のほうが学校に出向いたりして、学校のほうで把握している状況や内容を情報共有しながら連携を取っております。

(委員) 今日午前中に児童家庭支援関係者連絡会というのがございまして、それは主任児童委員、児童生徒支援員、それと福岡市の方とか、粕屋警察署の方とか、ソーシャルワーカーの方とか、健康診断のときの先生とか、いろんな方が集まって那珂川市の子どもたちの情報の共有をしております。その中で、市のほうに通報が入った場合には、こども応援課が対応されて、そちらに出向いたり、関係機関に繋いだり、支援員さんに繋いだり、主任児童委員に繋いだり、家庭訪問をしたり、そういった対応をしております。だから、市役所だけではなくて広く、学校からの通報もあるし、保育園とか例えば外傷があるとか、目が腫れているとか、あざがあったらすぐ通告する義務が決まっていますので、そちらのほうで通告が警察のほうにいたりします。いろんな方が対応されています。ネットワーク作りは那珂川市では結構出来ていますよ。

(委員) 専門相談員の配置というのは何人いらっしゃるかわかりますか。

(事務局) 児童家庭相談員としては、職員含めて 4 名。子ども総合相談窓口担当として他に 2 名の計 6 名で対応しております。

(委員) この計画読んできたんですけど薄いなと思ったところがいくつかあって、今の虐待についてもそうなんですけど、貧困をとまなう困難を抱えた子どもたちに対する支援であったり、親に対する支援というのが虐待防止に繋がっていくこともあるのかなと思ったときに、困難を抱えた子どもたちへの支援の項目や、自然災害も想像以上のものが起こったりしているので防災関係の項目をこの計画に入れていくと、子育てにやさしい那珂川市になっていくのかなと思いました。災害であったり、貧困であったり、子ども権利条例も那珂川市も始まったと聞いたので素晴らしいなと思ったので、そういうところも計画のなかに少し織り込んでいけると私は素晴らしい那珂川市になると考えてきたので、ご意見をいただければと思います。

(事務局) ありがとうございます。子どもの貧困に関して新しい大綱が作られました。それにもなって各自自治体も貧困に対する行動計画を定めるように努めましょうということになっております。那珂川市では、貧困に関しての行動計画についても、今後検討していかないといけないと思っております。

あと、子どもの権利に関する条例もおっしゃるようにこれから策定予定で、令和3年4月施行に向けて作って取り組みを始めたばかりです。策定状況につきましては、今後報告をしていきます。

(委員) ワークショップを開催されるんですか。

(事務局) はい。子どもの権利条例の策定にあたりましては、別途審議会を設けて策定していく予定です。それにあって審議会とは別で市民を対象としたワークショップを開催することとしております。ワークショップに関しては、まず子どもだけのワークショップを今月2回開催することとしております。日にちとしては、12月15日、日曜日13:30からふれあいこども館で第1回目を開催いたします。第2回目は12月26日、冬休みに入っておりますので木曜日13:30から同じくふれあいこども館で行います。1回目では、子どもが抱えている悩みや、親に言いたいことを出してもらって、2回目でそれを解決するためにはどうすればいいのかを考えます。

続いて、大人向けのワークショップを年明けの1月に予定しており、第1回目を1月11日、土曜日これも13:30からふれあいこども館で開催いたします。第2回目を2週間後の25日、土曜日13:30からふれあいこども館で行います。ぜひよろしかったら参加していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員) 他にありますか。

(委員) 私は民生委員をさせていただいています。よく言われるのは、民生委員は高齢者に対する課題と、児童委員も兼ねていますので、子どもの課題にも対応させていただいたりするんですけど、高齢者の場合はケア会議というのがありまして非常にダイレクトに進めているんですね、介護保険事業とか保健事業の看護・医療とかもですね。子どもたちの場合は、専門的な方と地域で見守る方たちとの連携みたいなものが実態としてはなかなかできていない。

これに関して、子どもの見守りというのは現実的には毎日のことですので、近所の人が見守ったりするような近所の方と児童委員や市との連携が必要になってくるような気がするんですね。だから、将来的には高齢者で今あるような子どものケア会議のようなものがあっても良いのかなと思ったりしますね。

(委員) ぜひ、あるといいですね。

(委員) そうですね、思いやりを持ってある方がいらっしゃる地域になれば。

(委員) その計画というのはない？

(事務局) そうですね、民生委員の方はどちらかというと高齢者との関わりが多いような形になっています。あと地域の見守りという福祉の視点でいくと子どもと一緒に含めた見守りが必要です。その辺の仕組みは出来てないところもありますので、今後検討していく必要があると思います。

(委員) お互いに連携というのはぜひとも必要だと思うんですね。そうすることによって、より良いものが出来上がっていくという思いがあります。行政というのは縦割りですから、なかなか横の連携がないというのがうまくまとまらない要因だろうと思います。一人の子どもを見ていくわけですから、そのためにはすべての部署が繋がって、お互いに話し合いをして協議をしていく重要だろうなと。対象は一人ですから。

(委員) そうですよ。勉強会とかないんでしょうか。児童委員の方が集まって勉強会とかするのかなと。

(委員) あります。民生委員も研修を重ねています。高齢者だけではなくて、子どものことに

についても虐待のことについても勉強していますので、遠慮なく声かけてください。地域の民生委員は必ず行政区にありますので、相談してください。

(委員) ファミリー・サポート・センターの仕事をさせていただいてるんですけども、利用される方が未就学児から小学校までの本当に育児真っ最中の保護者たちで、子育てを手伝ってほしいとか、ちょっと応援してほしいという方が利用されるのですが、ファミリー・サポート・センターに在籍するアドバイザーのかたが本当に利用させるお母さんたちに寄り添って動いているので、そういうアドバイザーと民生委員さんを繋いでいただいたり、こども応援課に相談があった場合はこちらに繋いでいただいています。ファミリー・サポート・センターを地域にもっと入り込んでいくような、民間と行政の垣根を取っ払ってしまって、同じように那珂川市の子どもたち・子育てをする保護者たちを応援していくために何か連携ができればいいなと前から思っていました。

(事務局) 今のお話に関しては 69 ページのところに「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」というところで、そういったネットワークの強化を図りながら情報の共有をきちんと図れるようにしていきたい。

(委員) 幸い那珂川市は子どもの人口割合が多い市でございますから、そういった点をサポートしていければもっと若い世代が入って来られる市になるだろうと思います。

7. その他

(1) 次回以降の開催日程について

(事務局) 次回開催日時は令和元年 12 月 17 日の火曜日の 15 時から。場所は市役所 2 階第 1 会議室で行う。

(2) 議事録の公開について

(事務局) 会議録については、会長との話し合いの後に公開する予定。
⇒公開について、意義なく了承。